令和6年3月15日発行第567号　毎月1回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

3
Mar. 2024
No.567

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ
2024年
3月号

CONTENTS

1 目次
2 栃木県行政書士会の動き
2 ○国際業務研修会（帰化について）
2 ○産業廃棄物収集運搬業許可申請研修会
3 ○「栃木県の電子申請について」「建設業の電子申請について」研修会
3 ○令和６年新春交流会
4 ○債権法改正研修会
5 ○国際業務研修会（入管業務に必要な知識 社会保障編）
5 ○第３回中小企業支援部　研修会
6 ○県内７か所で市民公開講座「相続・遺言について」を開催
9 デジタルシフト入門
10 支部だより
13 栃木県行政書士会カレンダー（４月）
13 日行連だより
14 業務情報
18 申請取次行政書士の動向
19 おじゃましま～す！
20 支局かわら版（足利）
21 研修会のお知らせ
22 会員の動き

No. 567

今月の表紙

春の競演（撮影地：益子町）

山本　崇雄様

写真提供　美録会（栃木県シルバー大学校中央校 写真クラブOB会）

栃木県行政書士会の動き

国際業務研修会（帰化について）

１月３１日（水）宇都宮市文化会館第一会議室において、国際業務研修会が開催され、４１名と多くの会員が参加しました。

今回は宇都宮地方法務局戸籍課の小原一晃様を講師に迎えての講義による第一部と、本会相談員による事例研究の第二部との二部構成で行いました。

第一部では「国籍取得等（帰化許可申請を含む）について」のテーマに基づき、日本国籍取得希望者への対応及び帰化許可申請を受けた際の注意点等について条文の解説を交えた講義をいただきました。

第二部では３人の相談員が実際に受けた相談内容について、『出入国管理法令集』や「審査要領」を活用した対応事例の解説を行いました。実際の相談事例に入管法や国籍法の条文を取り入れた解説であり、今後類似の案件が発生した際の参考となる実践的で有意義な研修会となりました。

（国際部　山田和彦）

産業廃棄物収集運搬業許可申請研修会

２月１日（木）１３時３０分より栃木県行政書士会館において産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る基礎研修会を開催しました。受講会員は２４人、講師は栃木県環境森林部資源循環推進課審査指導班主査前野優哉様に講義をしていただきました。

研修内容は最初に廃棄物処理法の位置付け、概要から説明していただきました。

産業廃棄物収集運搬業申請をするためには廃棄物処理法の概要を理解していないと申請者と打ち合わせができません。概要が理解出来てはじめて申請書が書けると思います。前野様から概要を丁寧かつ簡潔に説明していただきました。

次に申請書の書き方を審査者側の目線で説明いただきましたので今まで気づかなかったことに気づき、大変価値のある説明となりました。

産業廃棄物収集運搬業申請は審査基準がはっきりしている申請でかつ比較的取り組みやすい申請だと思います。建設環境部ではこのような研修会を今後も企画、開催していきたいと思います。

（建設環境部　片柳秀明）

「栃木県の電子申請について」「建設業の電子申請について」研修会

２月６日（火）１３時３０分より、宇都宮市のコンセーレ・アイリスホールにおいて栃木県と栃木県行政書士会の共催で電子申請研修会が開催されました。

受講者は８９名と通常の研修会よりも人数が多く、ホールがいっぱいになるほどでした。近年話題の電子申請について、関心のある会員が多いことが窺えました

研修会はまず主催者の栃木県経営管理部文書学事課長・小平知久様と栃木県行政書士会・安野光宣会長のあいさつから始まりました。

続いて、第１部の「栃木県の電子申請について」は、栃木県経営管理部行政改革ＩＣＴ推進課・香西郁宏主任を講師としてお迎えし、栃木県電子申請システム活用などについてのお話がありました。

休憩をはさみ、第２部は「建設業の電子申請について」の説明を、講師である栃木県県土整備部監理課・関口嵩主査から伺いました。既に昨年から開始している建設業の電子申請の申請数や、申請に至るまでの障壁となること、さらにシステムでこれから変わっていく部分などを忌憚なくご説明いただきました。

１部、２部とも現在の状況と今後の展開を聞くことができ、これからの行政書士業務のあり方について考えさせられる、たいへん参考になった研修会でした。

今後も定期的に栃木県との共催という形でこのような研修会を企画していきたいと思います。

（総務部　江藤正巳）

令和６年新春交流会

２月８日（木）１２時開会、ホテル東日本宇都宮にて「栃木県行政書士会」「栃木県行政書士政治連盟」主催の新春交流会が開催されました。１００名を超える参会者の集まる中、栃木県行政書士会毛塚副会長の開会の言葉に続いて、栃木県行政書士会安野光宣会長、栃木県行政書士政治連盟手塚理恵会長より挨拶がありました。

御来賓には、栃木県行政書士会名誉会長でもある栃木県知事福田富一様、日行連副会長金沢様、日政連幹事長菅様、参議院議員片山さつき様、衆議院議員藤岡隆雄様、栃木県議会議長佐藤良様よりご祝辞をいただき、多くの県議会議員の皆様にはご登壇いただきました。

栃木県行政書士会大橋副会長の発声により乾杯が行われました。毎年「とちぎの地元の酒で乾杯を推進する条例」に基づき乾杯酒を決定していますが、今年はさくら市の仙禽立春朝搾りを使っての乾杯でした。

祝宴は、地元出身のジャズバンドの演奏と歌で盛り上がり、より良い雰囲気に包まれ、まさに新春にふさわしい交流会となり時間の経つのも早く感じました。

最後は、栃木県行政書士会吉澤副会長の一本締めでの中締めの後、豊田副会長の閉会の言葉でお開きとなりました。

（総務部　中三川浩志）

債権法改正研修会

１月２２日（月）１３時３０分から、債権法研修会が開催されました。講師に伊藤幹哲弁護士を迎え、改正が多くある部分を細かく解説していただきました。今回の研修は財産法からの知識啓蒙ということで、これまでの親族法とは異なる学びや気付きにあふれるものでした。

債権法が改正されたという情報は雑誌やインターネット等で知ることができますが、伊藤先生は事例をベースに話してくださいました。用意された事例にどんな対応をすればよいか、受講者に問いかけをしながら、講義は進みました。

事例は、伊藤先生のこだわりがそこかしこに散見されて、仕事に、主体的に情熱をもって取り組む姿勢をひしひしと感じる内容でした。教科書的ではなくて、学ぶ側にとても印象に残る事例を用意してくれました。一方で、解説資料は各事例に出典・出所の表示がされ、どの条文を適用しているのか、後で復習できるような配慮にあふれるものでした。

事例以外でも、実務で使う内容証明郵便の文面も見せてくださり、文面を見ると一般に市販されているサンプルとはひと味ちがう知恵や経験がそこに表現されていて、リアリティーに富んだ学習をすることができました。

財産法上の権利義務は絶えず生まれ消えていくが繰り返されていくわけですが、トラブルもつきものです。トラブルが発生したとき、どのように決着をつけるか、士業としては力量が問われるところです。

市民に権利義務のトラブルが発生した場合、その市民をしっかりと守る責務があることも行政書士には期待されています。しかるべき対応、しかるべき手法によって、市民の権利義務を保護するために知識の研鑽を怠ってはいけないと思いました。トラブルがあったときに、駆け込まれることを歓迎できるような広報活動、及び駆け込まれて右往左往しないような技量を整えておくと、いい地域、いい文化を創造できるのではないかと期待が膨らみます。

ところで、研修は素晴らしいものだったのですが、研修を受けてくださった受講者の質問にも、とてもためになるものがありました。物品売買における詐欺、脅迫の取消権行使の内容証明郵便記載例についての質問です。

「売買を取り消します。支払った売買金額をいついつの期限までに、指定の口座にお振り込みください。」という内容証明を送る例ですが、文書の内容だと、相手先が先に振り込むことになり、先履行を要求することになります。取消権行使の事例において、「金銭の返還を受けた後に、手元にある物品を返還することは、相手方としては、バランスが悪いと感じるのではないでしょうか？」という趣旨の質問がありました。

これには、伊藤先生も「鋭い質問ですね。実際はこのような事例が起きたときには、同時履行になるのでしょうね。」と、お答えくださいました。適正な順番を踏んで、次に当事者の調整というという形で、ことが進んでいくのだろうと理解しましたが、受講者には内容証明を出した後の状況まではっきりと想像して聴いてくださっていることに凄みと有難さを感じました。

研修を企画する上で、講師の方はもちろんですが、受講者も真剣なので、当該事業を継続していくことによって、どんどん内容が研ぎ澄まされていくことになるだろうと思っています。今後アンケートも取りながら、事業のレベルアップに努めて参りたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

（市民法務部　栗原　崇）

国際業務研修会（入管業務に必要な知識 社会保障編）

２月２１日（水）行政書士会２階会議室において、国際業務研修会が開催され、２９名と多くの会員が参加しました。

今回の講師は社会保険労務士でもある国際部の西川育美会員が「入管業務に必要な基礎知識　社会保障編」をテーマに講義を行いました。今回の研修内容は基礎知識中心でしたが、社会保障の各種制度と外国人に関する留意点が中心の講義であったため、日頃、外国人からの相談を受けている会員からも実体験における質疑応答が活発に行われました。

国際業務経験の少ない参加者にとっては、外国人がどのような相談をしてくるのか、また、どのような回答をすべきなのかを学べたことは実践的で有意義な研修会となったと思います。

（国際部　山田和彦）

第３回中小企業支援部　研修会

２月２６日（月）１３時３０分から、栃木県行政書士会館２階会議室において、第３回中小企業支援部会研修会が開催されました。

講師は、栃木県産業労働観光部経営支援課副主幹の田口浩江様に担当して頂き、「栃木県における中小企業向け施策」についてのご講話がありました。参加者が３０名と多くの参加をいただき関心の高さが感じ取れました。

「１栃木県重点戦略　とちぎ未来創造プラン概要」から始まり、次の「２新とちぎ産業成長戦略Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代を切り開き、飛躍するとちぎの産業」として、６つの重点プロジェクト①次世代産業創造プロジェクト　②サービス産業発展プロジェクト　③ものづくり産業躍進プロジェクト　④企業誘致プロジェクト　⑤グローバル展開と具体的プロジェクト　⑥観光立県とちぎプロジェクトについて、それぞれの具体的な施策などの説明がありました。

県内企業のデジタル化の現状として、「ＡＩまたはＩｏＴ導入」は、対前年比で伸長するも、２割弱に留まっている。また、ＡＩまたはＩｏＴを導入する事業所の割合は、令和３年で１６．１％に留まっている。そのため、令和３年にとちぎ産業創造プラザ内に「とちぎビジネスＡＩセンター」を設置し、様々な取組をしているとのことです。

グローバル展開プロジェクトでは、とちぎ国際戦略として、グローバル展開の推進や外国人観光客の誘致推進などを通して、「世界から選ばれるとちぎ」の実現を目指しているそうです。

最後に、事業承継への支援、令和６年度栃木県事業承継支援補助金についての説明がありました。

３０分間という短時間の研修会でしたが、有意義な研修ができたと思います。

（中小企業支援部　桐生雅弘）

県内７か所で市民公開講座「相続・遺言について」を開催

本会ホームページで案内

足利会場

２月１０日（土）１３時００分より、あしかがフラワーパークプラザにおいて市民公開講座が開催され、２３名ほどの方にご参加いただきました。

相山支部長の開会の挨拶の後、齋藤和久会員による「遺言・相続」の講義が行われました。

講義内容は、齋藤会員が作成した資料を元に、法定相続分にについてや自筆証書遺言と公正証書遺言の違い、法務局の遺言書保管制度についてなどでしたが、難しい法律用語などを使わず誰にでも分かりやすい講義内容で、「身近な人で相続で困っている人がいるので、今日の資料を元に、相続の話しをしてみたい。」とおっしゃっている方もおり、とても好評な様子でした。

終了後の無料相談会には、１７件の相談が寄せられ、ご自身が亡くなった後どうするのがよいか、家族が亡くなったがどうすればよいかなど、相続に関する相談が多く寄せられ、足利支部の会員が１つ１つの相談に丁寧に相談に応じていました。

（支局長　本間美帆）

宇都宮会場

２月１０日（土）１３時３０分よりコンセーレ２階アイリスホールにおいて、相続・遺言についての市民公開講座＆無料相談会を開催いたしました。

講師は金田修治会員が担当され、相続の制度や遺言の種類などをわかりやすく説明して頂き、必要となる書類や集め方なども具体例を交えての講習でした。

また、相続・遺言についての行政書士のかかわり方と、他士業とのかかわり方にも言及され、”まずは行政書士にご相談を”とＰＲされておりました。

当日は約２５名の市民の方が公開講座に参加下さり、７組の相談を受けました。

４月より相続登記が義務化されますので、我々も見識を深め対応して行かなくてはと感じました。

（支局長　前澤秀樹）

那須塩原会場

２月１７日（土）１３時３０分より、那須塩原市いきいきふれあいセンターにて、市民公開講座「相続・遺言について」を開催しました。

講座受講の事前予約は１３組でしたが、当日参加されたのは、１０組１２名でした。

室賀支部長による挨拶に続き、司法書士でもある本澤会員が講師を務め、約１時間３０分わかりやすい講義で、参加した市民の皆様がより理解される内容でした。最後には参加した皆様からも積極的にご質問をいただき、好評な様子でした。

続いて行われた無料相談会では、５組の相談があり、相談員１１名で対応しました。相談内容は、殆どが相続に関する相談でしたが、土地に関する相談もあり、相談者の皆様が、行政書士に相談して良かったという表情で帰られました。

（支局長　加藤宏一）

鹿沼会場

２月１７日（土）１３時３０分より、鹿沼市民情報センター　子育て情報室において、市民公開講座を開催しました。

鹿沼支部として市民公開講座は、はじめての取り組みとなりました。また、当日は晴天にも恵まれ、２２名と多くの方々にご参加いただきました。

第１部では、鹿沼支部の芦川会員による【家系図から見る「相続人」と「相続分」】の講座が行われました。ご参加いただいた皆様からは、「大変勉強になりました」というご感想と、大きな拍手をいただくことができました。

今回の講座では、ご参加いただいた皆様には、どのような関係の人が相続人になるのか、どのような相続分になるのか、改めて考える良いきっかけなったと思います。

第２部では、午後２時４０分より、個別無料相談会を開催しました。相続や遺言等を中心に７件ほどの相談があり、参加した鹿沼支部会員が対応にあたりました。

参加者の帰り際に、一様に「今日は来てよかった」、「大変ありがとうございました」という、お言葉をいただくことができ、今後も頼れる街の法律家として、行政書士の活動を邁進して行きたいと思います。

（支局長　小太刀庸恭）

高根沢会場

２月１７日（土）１３時３０分より道の駅たかねざわ元気あっぷむら１階多目的ホールにて「市民公開講座・無料相談会」を開催しました。

今回はコロナが５類に移行後始めてであり、４年ぶりの開催となりました。

コロナ以前、平成３１年度開催時は同じ会場で実施しましたが、会場に入りきれない程の入場者であったことから、同様の準備をして臨みました。

来場者は１８名、無料相談会参加者は９組と予想よりも少ない参加者でしたが、宇都宮支部の金田会員の分かりやすい講義で皆さんも納得の内容でした。無料相談会においては、参加された皆様が事前に相談事項をまとめて来て下さる方が多く、関心の高さを感じました。

来年以降も市民公開講座を開催し、認知度が高まりさらに多くの参加者が増えることを期待したいです。

（支部長　岡村浩雅）

小山会場

２月１８日（日）１３時３０分から、小山城南市民交流センター「ゆめまち」 研修室において、市民公開講座（参加１４名）と無料相談会（参加３組）を開催しました。本講座・相談会は栃木支部と交互開催しています。今年は小山支部大橋智子会員を講師に迎え、栃木支部から若干名の応援を頂きました。

講師が準備された見易い資料と丁寧な話し方は、参加された市民の皆様に大変な好評を頂きました。相談会出席は３組と若干少なく感じられましたが、予定時間を超過するほどの活発な質疑応答によって、参加者の疑問や不安が解消してしまったのかもしれません。

（支部長　山根輝雄）

佐野会場

２月１９日（月）１３時３０分より、佐野市役所市民活動スペースにて、市民公開講座「相続・遺言について」が開催されました。この数年間は、新型コロナウィルスの影響により開催が見送られてきたため、久しぶりの開講となりました。

講座では、遺言の種類に関する解説や、相続関係を視覚的に理解できるような図を使いながら相続人・法定相続分の解説などが噛み砕いて行われました。講座終了後の質問を積極的にいただいたことからも、ご来場の皆様には自分事として受け取っていただけるような有意義な時間を提供できたことと思います。

同日の午後３時から同会場で行われた相談会にも、引き続き多くの方に参加いただきました。支部理事・会員の約１０名で、それぞれのお客様のお悩みが解決に近づくよう努めました。今後も、市民公開講座や相談会を通して、佐野市民の一員として地域に貢献できましたら幸いです。

（支局長　栗田愛野）

デジタルシフト入門

デジタルシフト推進委員会

第１８回　ＧビズＩＤアカウント

２月６日（火）、コンセーレにおいて栃木県と共催で「栃木県の電子申請について」「建設業の電子申請について」の２つの研修会が開催されました。参加者が多く、電子申請への関心がうかがわれました。研修会の様子については、別頁の報告記事を参照願います。

本稿では、電子申請が本格化されるなか、電子申請に対応できる書士を目指し、電子申請に関する説明を重ねていきたいと思います。

前回は、ｅ‐Ｔａｘとマイナポータルサイトについて紹介しました。今回は、前述の研修会でも説明のあったＧビズＩＤについて、紹介したいと思います。

ＧビズＩＤについては、デジタルシフト推進委員会でも一昨年度に研修会を行いました。それを振り返ります。

ＧビズＩＤアカウントは

ＧビズＩＤは、現在はデジタル庁が所管官庁の、法人・個人事業主向けの認証システムです。

ＧビズＩＤのアカウント登録することで、多くの行政サービス（電子申請）を利用することができます。発足当時は、社会保険、雇用保険に関する手続きから始まりましたが、補助金申請を始め、先日研修をした建設業許可・経営事項審査電子申請システム、さらには地方自治体での活用と、ＧビズＩＤを利用した電子申請は拡大しています。取得に費用は掛からず、一度取得すれば、年度更新も不要で利用できます。取得しておくべきアカウントかと思います。

ｇＢｉｚＩＤ（biz-id.go.jp/top/）サイトには、利用可能な行政サービス一覧がありますので、そちらを参照ください。

＊認証システム

利用者の正当性を確認し、アクセスを許可する仕組み

＊電子証明書

電子署名が本人によりなされたかどうかを証明するものです。電子署名は、紙の契約書における印鑑やサインに相当し、契約書などの電子文書に同意することを示します。電子証明書は、第三者機関である「認証局」が発行します。マイナンバーカードも電子証明書が付与されています。ＯＳＳに利用されるセコムパスポートが代表的な電子証明書となります。

ＧビズＩＤアカウントを取得する

ＧビズＩＤアカウントには、３種類のアカウントがあります。個人事業主が主に利用するのは、使用可能な行政サービスが多数あるプライムアカウントとなります。始められる方は、こちらのアカウントを取得してください。

プライムアカウントを取得するには、書類郵送申請とマイナンバーカードを使ったオンライン申請の２つの方法があります。書類申請の場合、印鑑証明書や登録印が必要となります。

オンライン申請の場合、先のｇＢｉｚＩＤ（biz-id.go.jp/top/）サイトからマイナンバーカードを利用して登録作業を行います。マイナンバーカードが印鑑証明書の代わりを果たします。当サイトはアカウント作成するためのサイトです。電子申請する場合は、申請サイトを利用することになります。また、アカウントが取得された後の利用に際しては、ログインの２要素認証用にスマートフォンが必要となります。

委任関係

ＧビズＩＤアカウントを利用して、申請業務を行う場合、顧客にもＧビズＩＤアカウントを取得していただく必要があります。委任者（顧客）が取得するＧビズＩＤアカウントも、ＧビズＩＤプライムになります。

受任者（行政書士）は、委任状承認申請を行い、委任者（顧客）は、委任承認、委任状承認を行います。アカウント作成作業、ログイン作業を含めこれらは全てオンライン上で行います。

行政のデジタル化は、不可逆的なもので後戻りすることはありえません。電子申請の仕組み、操作については、次回以降も機会を設けて対応したいと思います。

（デジタルシフト推進委員会　室賀芳明）

支部だより

【小　山】

小山支部理事会

１月２４日（水）午後１時３０分より、小山市ゆめまちにて、令和５年度第４回理事会が開催されました。参加人数は理事、県役員等含めて１２名でした。

内容は小山市で行っている空き家対策事業に協力することについてでした。

まず、小山市整備部建築指導課から３名の職員にお越しいただき、事業の説明を受けました。

事業の内容としましては、空き家を修繕、保守または解体するための補助金や、空き家バンクを設置して取引の斡旋を行うことでした。

近年、相続等において空き家を取得して、その対応に困っている方も多く、行政書士の業務とからめて市民に情報提供や手続きの支援で貢献できるのではないかとのことでした。

支部ではなく、小山市と栃木県行政書士会で協定を結ぶ方向性で、本会に検討してもらうことになりました。

（支局長　野村泰紀）

広報部より会員の皆様へ

行政書士とちぎの裏表紙に、
ペットの写真を掲載してみませんか？

本会代表メールアドレスに下記をお送り下さい。

①会員氏名（掲載時はイニシャル）
②ペットの写真3枚以上　③ペットの名前・種類
④特技、特徴、好きな物、好きなこと、飼い主からひとことなど（短文でお願いします。）

【日　光】

地域協力協定の締結

１月３１日（水）、日光市役所本庁において、日光市と『地域における協力に関する協定』を締結しました。日光市からは粉川昭一日光市長ほか市幹部職員３名の方が出席され、当方からは富久田民一支部長と福田豊副支部長が出席しました。

このような取り組みは、他県での日本郵便株式会社と自治体との協力協定に先例がありますが、日光支部としても、かねてより、清掃活動など奉仕活動を行ってきたことから「これは、ぜひ日光支部でも行いたい」そう考えていた矢先、能登半島地震が起きました。

「自然災害はいつどこで発生するかもしれず、日ごろの備えが大切。すぐにでも地域協定を結び、われわれ士業職が平時でも緊急時でも何かお役に立てることがあるのではないか」

この協定締結を機に、道路、上下水道、公園など公共施設の異常やゴミの不法投棄などを発見したとき、また、高齢者、障がい者、子どもその他住民の何らかの異変を発見した際には、関係部署に情報提供します。

今後とも、地域のみなさまとの協調を大切に愛される行政書士をめざしてまいります。

（支局長　石川　茂）

【宇都宮】

上三川町で無料相談会を開催

２月１３日（火）午前９時３０分～１１時３０分の約２時間、上三川町いきいきプラザ２階大会議室にて、啓蒙活動の一環として無料相談会を実施いたしました。

上三川町での無料相談会はコロナなどの影響もあり、じつに５年ぶりの開催となりました。当日は、町の広報誌や町からのメール配信「かみたんメール」で案内を見たと多くの町民の方が来てくださいました。

時間前から順番待ちをしている方もおり、支部会員５名の協力の下に、主に相続について相談対応させていただきました。

帰り際に、「相談に来て良かった！」「もっと早く開いて欲しかった」などの声を頂き、次回開催への励みとなりました。

また、今回の無料相談会のために、町職員の方々が相談会場への順路を貼って下さりと親切に対応して頂きました。

私たち行政書士が「身近な頼れる行政書士」と皆様から言っていただけるような活動をさらに展開していきたいと、あらためて思う一日でした。

（宇都宮支部　西川育美）

【小　山】

二士会無料相談会の開催

２月１８日（日）１０時から１２時まで、小山城南市民交流センター「ゆめまち」研修室において、栃木県土地家屋調査士会小山支部と合同で無料相談会を開催しました。

合計４組の相談者様がお見えになり、相続や遺言、土地の処分について相談いただきました。他士業の相談分野についてはなかなかお目にかかれませんが、短い時間ながらも貴重な学びの機会となりました。

（小山支部　山根輝雄）

【塩　那】

塩那支部研修会の開催について

令和５年８月１９日（土）１３時３０分から、さくら市喜連川公民館において、猛暑の中、支部研修会が開催され、１４名の会員が参加しました。

研修概要は、テーマ「戸籍の読み方」について、資料は、個々の会員がこれまでに受託した特異な事例や疑問点などの説明を受け、それを基に議論を深めました。

また、令和６年４月から義務化される相続登記の情報などの説明があり、研修会全体で確認する場となりました。

（塩那支部　石下辰博）

【芳　賀】

祝・総務大臣特別表彰受賞

２月１６日（金）午後５時より、日本料理裕にて、当会の秋葉憲司会員の「総務大臣特別表彰を祝う会」を開催しました。

感染症やらインフルエンザやらが心配ではありましたが、飲食業界が活気づいてきた今、当支部でも久しぶりに夕方からの開催となりました。

栃木県行政書士会からは大橋勝典副会長にお越しいただきました。

記念品は事前にリサーチしておいたものなので気に入っていただけるかと思います。

秋葉会員は昭和５６年１１月２７日登録とのこと。長きに渡って、行政書士として、土地家屋調査士として、行政書士会のモノ言う役員として、活躍されてきました。

こうした先輩のおかげで、後に続く私たちが試験に合格し、登録し、営業は必要だけれども仕事と報酬がいただけるのだと改めて知ることができました。

また、芳賀支部の歴史、多くの諸先輩方の活躍をお聞かせいただき、これを受け継いでいくんだなと気持ちが引き締まる思いがしました。

秋葉会員の益々のご活躍をご祈念申し上げます。

（支局長　柳　知明）

栃木県行政書士会カレンダー（４月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	月	総務部会	14:30～16:30	総務部
2	火	会計精査	10:00～12:00	財務経理部
4	木	会計監査	10:00～12:00	
		正副会長と総務部の合同会議	13:30～15:30	総務部
9	火	登録説明会	10:00～11:00	総務部
10	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		申請取次新規受付	13:30～16:00	申取管理委員会
		広報部会	13:30～	広報部
		外国人在留資格無料相談 （於:足利市生涯学習センター会議室）	13:00～16:00	足利支部
16	火	第１回理事会（ライトキューブ宇都宮　２０１大会議室）	13:30～	総務部
17	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		国際業務研修会（入管業務に必要な基礎知識：就労・雇用相談への対応／相談事例研究）	13:30～	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
18	木	封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
23	火	貨物自動車運送事業研修会（全３回）第１回	13:30～16:00	運輸交通風営部
24	水	登録説明会	10:00～11:00	総務部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
25	木	職務上請求書管理委員会	13:30～16:30	総務部
		行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ:080-8720-9587）	10:00～12:00	小山支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	文書の表題
1376	令和６年度専修大学大学院における司法研修について
1382	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う宅地建物取引業法施行規則等及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について
1388	「定款作成支援ツール」の改善点等について
1395	建設資機材の需要の状況を踏まえた適切な工期について
1424	テレビ電話ソフト「ＦＡＣＥＨＵＢ」のバージョンアップと操作方法の一部変更について
1434	事業再構築補助金及び生産性革命推進事業の行政書士による代理申請について
1457	申請取次実務研修会（４月ＶＯＤ方式）の開催について
1516	令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価について（周知）

２０２４年度経営事項審査年間予定表

～栃木県県土整備部より～

栃木県県土整備部監理課より、２０２４年度経営事項審査年間予定の情報提供がありました。
なお、諸般の事情により、変更が生じる場合もありますので、ご了承ください。

R6(2024) 年度経営事項審査予定表

月／日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月／日
1日			土			日			日	元日	土	土	1日
2日			日					土	鹿沼	休日	日	日	2日
3日		憲法記念日			土			文化の日	矢板	休日			3日
4日		みどりの日			日			振替休日		土			4日
5日		こどもの日					土		安足	日			5日
6日	土	振替休日		土			日		大田原				6日
7日	日			日		土			土			日光	7日
8日			土			日			日		土	土	8日
9日			日						宇都宮		日	日	9日
10日									宇都宮			宇都宮	10日
11日		土			土					土	建国記念の日	宇都宮	11日
12日	宇都宮	日		宇都宮	山の日		土		栃木	日		安足	12日
13日	土			土		宇都宮	日		真岡	成人の日		栃木	13日
14日	日		宇都宮	日		土	スポーツの日		土	宇都宮	宇都宮	大田原	14日
15日	鹿沼	宇都宮	土	海の日		日	宇都宮	安足	日	宇都宮	土	土	15日
16日	真岡	栃木	日	宇都宮		敬老の日	宇都宮	土			日	日	16日
17日			安足	大田原		宇都宮	栃木	日		日光	宇都宮		17日
18日	栃木	土	鹿沼	栃木	日		鹿沼	宇都宮		土		烏山	18日
19日	安足	日		日光	宇都宮	栃木	土	宇都宮		日	真岡	真岡	19日
20日	土		栃木	土	宇都宮	真岡	日			大田原	栃木	春分の日	20日
21日	日		矢板	日		土	真岡	栃木		安足	鹿沼		21日
22日	矢板	大田原	土	安足	栃木	日		日光	土		土	土	22日
23日	大田原	烏山	日		真岡	秋分の日	矢板	勤労感謝の日		栃木	天皇誕生日	日	23日
24日	大田原	日光	真岡	烏山	土						振替休日		24日
25日		土	大田原		日	日光	安足	烏山		土	矢板		25日
26日		日		真岡	鹿沼	烏山	土	真岡		日	大田原		26日
27日	土	真岡		土	大田原	安足	日			真岡	安足		27日
28日	日			日		土	大田原	大田原	土	烏山			28日
29日	昭和の日	安足			安足	日			休日		-	土	29日
30日			土		矢板	大田原		土	休日		-	日	30日
31日	-		日	-	土	-		-	休日		-		31日

電子定款の認証手続におけるウェブ会議の利用促進について
～日行連より～

法務省より、本年３月１日から全国の公証役場を対象に、電子定款の認証手続における公証人の面前審査について、公証役場への来所の希望がない限り、ウェブ会議の利用を原則とする新たな運用を開始する旨の情報提供がありました。

詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。
【日行連発第 1549 号】電子定款の認証手続におけるウェブ会議の利用促進について.pdf
法務省文書.pdf
別添１　リーフレット.pdf
別添２　ウェブ会議の利用を希望しない旨の申告書.pdf

ウェブ会議を利用した定款認証手続の流れ

1 定款の作成・事前チェック

定款を作成して、公証役場にメール送信し、事前チェックを受けてください。

※ 日本公証人連合会は、定款の作成を支援するツールを無料公開しています。
また、東京都・福岡県の公証役場では、ツールを利用した場合に48時間以内に認証手続を完了させる試行を行っています。詳細は、日本公証人連合会HP（下部参照）をご覧ください。

2 正式申請

2-1 事前チェックを終えたら、オンライン申請システムで正式に申請してください。
※ 委任状を紙で作成した場合には、委任状と印鑑登録証明書（発行後３か月以内）を公証役場に郵送してください。
※ オンライン申請をしない紙定款の場合には、ウェブ会議のご利用はできません。

2-2 公証役場と面前審査の日程調整をしてください。

2-3 面前審査までに、手数料をお支払いください。
※ クレジットカード払い又はインターネットバンキングをご利用いただけます。
※ 手数料の額は、資本金の額に応じて3～5万円になります（2022.1.1～引下げ）。

2-4 公証役場から、ウェブ会議に接続するためのURLをメール送信します。

3 ウェブ会議での面前審査

予約した日時に、公証役場からメール送信したウェブ会議接続用のURL（2-4参照）をクリックし、公証人による面前審査を受けてください。

※ 面前審査の際、身分証明書を確認しますので、お手元にご準備ください。
※ ウェブ会議には、FacePeer社の提供するFaceHubを利用します。パソコン、スマートフォン、タブレットに対応しており、以下のウェブブラウザから接続することができます。なお、FaceHub専用アプリのインストールは不要です。
【パソコン】Windowsの場合 → Google Chrome、 Firefox、 Microsoft Edge
Macの場合 → Google Chrome、 Firefox、 Safari
【スマートフォン、タブレット】Androidの場合 → Google Chrome
iOS、ipadOSの場合 → Safari

4 認証完了

認証済み定款データを受領してください。
※ オンライン申請システム又はメールのいずれかお好きな方法で受領できます。
ご希望の方法を公証役場にお申し付けください。

○ 定款認証手続の詳細については、日本公証人連合会HPをご覧ください。
https://www.koshonin.gr.jp/

○ ウェブ会議の利用に関する公証役場の対応について、不適切な事案やご意見がありましたら、以下のウェブフォームからお知らせください。
https://forms.gle/SwKWhBvcLWzMcnda6

法務省民事局・日本公証人連合会　リーフレットより

景観法に基づく届出及び栃木県景観条例に基づく届出に係る取扱いについて　～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部都市計画課より周知依頼がありました。

１．変更内容
景観法に基づく行為の届出関係
市貝町の区域については、同町が策定した景観計画及び景観条例の規定に基づく届出が必要となります。（県景観条例に基づく届出は不要です。）
県の届出基準と異なりますので、詳細については同町にお問い合わせください。
【窓口】市貝町建設課（従前と変更ありません。）
TEL：0285-68-1117

２．変更年月日
令和６（2024）年４月１日

詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

景観法に基づく届出及び栃木県景観条例に基づく届出に係る取扱いについて.pdf
県景観条例・景観法に基づく届出の窓口（R6.4.1 現在）.pdf
市貝町景観計画に定める届出対象行為.pdf

都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例第１条の２第１項の規定に基づく市町村の区域の指定について　～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部都市計画課より下記の通り告示されたとの通知がありました。

栃木県告示第 94 号
都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成 15 年栃木県条例第 42 号）第１条の２第１項の規定により、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 25 条第６号に定められた制限の緩和について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない区域として市町村の区域を指定するので、同条例第１条の２第３項の規定により告示する。

１．指定する市町村の区域
下都賀郡野木町

２．指定日
令和６（2024）年４月１日

事業再構築補助金及び生産性革命推進事業の行政書士による代理申請について　～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1434 号】事業再構築補助金及び生産性革命推進事業の行政書士による代理申請について.pdf
別紙.pdf

「産業廃棄物又は特別管理業廃棄物の処理に関連する講習会の中止・延期に伴う更新許可申請の取り扱いについて」の廃止について～栃木県環境森林部より～

標記の件について、栃木県環境森林部資源循環推進課より周知依頼がありました。

１．見直しの内容

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業に係る更新許可申請には、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会の修了証の写しを添付することとする。

（修了証の写しが添付されていない更新申請書は受理できません。）

※令和２(2020)年３月 31 日までと同様に戻すもの（確約書による運用の廃止）

２．適用日

令和６(2024)年７月１日（月）

本件の見直しは本県に限るものであり、他自治体では運用が異なることが想定されます。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

栃木県通知　資循第 462 号.pdf

埼玉県の建設業許可申請等における窓口受付時間の短縮等について～埼玉会より～

標記の件について、埼玉会より周知依頼がありました。
令和６年４月１日から５月３１日まで、窓口受付時間の短縮等が行われるそうです。

詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【埼行発第 782 号】埼玉県の建設業許可申請等における窓口受付時間の短縮等について.pdf
［埼玉県建設管理文書］課令和６年４月１日以降の窓口受付時間の短縮等について.pdf

警察署等における窓口業務受付時間の短縮について～栃木県警交通部より～

標記の件について、栃木県警交通部交通規制課より周知依頼がありました。
令和６年３月１日（金）より、警察署等における窓口業務受付時間が下記のとおり変更になります。

［変更前］　平日　午前８時３０分から午後５時１５分まで
［変更後］　平日　午前９時００分から午後４時００分まで
（ただし、午後０時から午後１時までを除く）

対象となる業務等、詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

窓口業務受付時間の短縮についてチラシ.pdf

建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1395 号】建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期について. pdf
国不建第 159 号. pdf
別紙. pdf

令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1516 号】令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について. pdf
国交省プレスリリース. pdf

駐日本国大韓民国大使館領事部における家族関係登録事項別証明書の代理取得業務について
～東京会より～

標記の件について、東京会を通じお知らせがありました。

駐日本国大韓民国大使館領事部における家族関係登録事項別証明書の代理取得業務について. pdf

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（２月）	１名
更新申出（２月）	１名
有効期限切れによる減少	３名
申請取次行政書士（２月末現在）	１６０名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出（失効し、再取得される方も新規扱いです）は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：３月２９日（金）　受付日：４月１０日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

※令和６年度の日行連の申請取次関係研修会の日程表は「日本行政２月号」で案内があります。
申出に関する特例措置等については、日行連ＨＰ会員向けサイト「連con」に掲載されております。

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は、佐野支部の川島和人行政書士事務所におじゃましました。川島会員は税理士でもあり、私も相続税が絡む案件などの際に頼りにしています。

氏　　名　川島　和人（かわしま　かずと）
事務所名称　川島和人行政書士事務所
所　在　地　佐野市浅沼町８９８番地
　　磯貝ビル１階西
入　会　日　令和４年１０月１５日

☆これまでの経歴について教えてください

以前の私は勉強が嫌いで、日々勉強の高校生活に嫌気が差し、高校二年生の時に中退しました。仕事をしてお金を稼ぐ楽しさを感じた半面、学歴社会の厳しさを同時に知ることとなりました。そこから仕事をしながら夜間学校に通い大学に進学することになりました。

大学で学んだ簿記に興味を持ち税理士になろうと思いました。

☆税理士だけではなく、行政書士にも登録して変わった部分はありましたか？

行政書士の登録により、多くの業務に携わることができるようになったように思います。たとえば、建設業を営む顧問先がある場合の許認可申請や新規の顧問先の会社設立など、行政書士の分野の仕事もできるようになり、業務の幅が広がりました。

☆日々の業務で大切にされていることは何ですか？

お客様が疑問や不安に思われることなど、様々な方向から考えられるように日々心がけています。毎日業務を行っていると締め切りのあるものなど目先の仕事に行きがちですが、後でドタバタしないよう、全体を見ながら進められる業務は早めに行うようにしています。

☆趣味や休日の過ごし方について教えてください。

独立してからゴルフに行く機会が増えました。今はなかなかできませんが、若い頃から体を動かすことは好きです。

また、休日は調べ物をしたりゆっくり家で過ごすこともあります。

☆座右の銘や好きな言葉などはありますか？

「やりたいと思えば挑戦すればいい」ですね。これは元プロ野球選手、イチロー選手の言葉です。

当初、独立して生計を立てることができるか不安でした。現在もその不安が解消されることはありません。そんな時に自分を奮い立たせてくれるのがこの言葉です。人生一度きりなので悔いなく進み続けます。

興味を持ったことに挑戦し、人生を切り拓いていく姿勢に共感しました😊川島会員の口調や話し方は優しく分かりやすいため、お客様も安心して依頼できることと思います。

お忙しい中、ありがとうございました。

（支局長　栗田愛野）

足利学校

足利支部

足利市の観光名所と言えば、まず最初に挙がるのが足利学校です。日本最古の学校として、教科書にも出てきたことがありますので、ご存じの方も多いと思います。大正１０年に国の史跡に指定され、平成２７年に近世日本の教育遺産群として、水戸弘道館、備前閑谷学校、日田咸宜園とともに、日本遺産に認定されています。

足利学校の創建については諸説ありますが、室町時代に上杉憲実が、現在国宝に指定されている書籍を寄進し、学校を再興した頃だとされています。フランシスコ・ザビエルにより日本国中最も大にして、最も有名な板東の大学と世界に紹介され、その頃の世界地図にも載っていたそうです。

室町時代から戦国時代にかけて、関東における事実上の最高学府でしたので、その当時は、武将たちが、戦などの実践で役に立つ人材を求めていたこともあり、易学・兵学・医学などを学びに全国から多くの人が集まっていました。

江戸時代には、貴重な漢籍を有する文庫として多くの文人や学者を受け入れていましたが、平和な時代が続いたため、易学・兵学などの実践的な学問は好まれなくなり、明治時代の初めに、その役目を終え幕を下ろしました。

明治時代以後、敷地の東側半分は、小学校に転用され、蔵書の一部を県に払い下げようとされましたが、旧足利藩士の田崎草雲らの活躍により、蔵書は地元に返還され、足利学校の敷地内に建てられた栃木県内初の公共図書館である足利学校遺蹟図書館で保存されました。

１９８０年代になり、足利学校の敷地の東側半分に建てられていた小学校が移転したことにより、史跡の保存整備事業が始まり、１９９０年（平成２年）に建物と庭園の復元が完了し、江戸時代中期の姿が再現されて現在に至ります。

余談になってしまいますが、復元前の足利学校は観光名所と呼ぶにはほど遠く、足利市の中心街にあるにも関わらずひっそりとしており、観光客はほとんどいませんでした。私は、足利学校の近くの幼稚園に通っていたため、どんぐり拾いなどに行っていた記憶があります。その頃の雰囲気が懐かしく思うときもありますが、現在の立派に復元された姿をみると、足利学校全盛期当時は、とても重要な施設であったことが感じられ、地元民としては、誇らしく思います。

足利学校は、足利市のほぼ中心街の国道２９３号線沿いに位置していますので、車で来る場合でも電車で来る場合でもアクセスしやすく、近くの無料駐車場の敷地内にお土産売り場があったり、足利学校周辺の道は石畳が設置されていて、その石畳の道沿いには、カフェやおしゃれなお店、または昔から地元の方に親しまれてきた飲食店などがあり、足利学校以外でも楽しめる場所になっていますので、近年は、週末や大型連休には多くの観光客が訪れるようになりました。

会員の皆様も、足利市に訪れた際には、是非、足利学校にも訪れて、その当時の雰囲気を味わってみて下さい。

（支局長　本間美帆）

研修詳細

国際業務研修会（入管業務に必要な基礎知識：就労・雇用相談への対応）

国際部　主催

○開催日時　令和６年４月１７日（水）１３：３０～
○開催場所　栃木県行政書士会館　２階
○研修内容　①就労・雇用相談への対応―『特定技能』を中心に―
　※入会１～３年の方向けの内容を予定しています。
　②相談事例研究　昨年度から引き続き、具体的な事例から学びます。
○対 象 者　会員（補助者は不可）
○講　　師　行政書士　深見　史
○定　　員　２４名（先着。受講者証を送信します。）
○受 講 料　５００円
○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　４月１０日（水）

※「出入国管理法令集」、「出入国管理実務六法」など、入管法・国籍法が登載されている法令集を必ずご持参ください。

研修詳細

貨物自動車運送事業研修会（全3回）　第1回

運輸交通風営部　主催

○開催日時　令和６年４月２３日（火）１３：３０～１６：００
○開催場所　栃木県行政書士会館　２階
○研修内容　行政書士と一般貨物自動車運送事業
○対 象 者　会員、補助者（多くの事務所の方が受講できるように、一事務所、会員１名もしくは補助者１名でお願いします。）
○講　　師　行政書士　齋藤　貴史
○定　　員　１５名（先着。受講者証を送信します。）
○受 講 料　５００円
○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　４月１６日（火）

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込	
				会員	補助者
4/17	国際業務研修会	５００円	4/10		
4/23	貨物自動車運送事業研修会（全3回）　第1回	５００円	4/16		

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（令和６年２月 29 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	宇都宮 笠原　雷清	R6.2.1	320-0846	ＪＩＵ行政書士事務所 宇都宮市滝の原 1-1-39　3F	080-7615-0622	
	栃　木 馬場　　勤	R6.2.1	328-0062	いずみがわ行政書士事務所 栃木市泉川町 53-8	0282-25-3217	
	小　山 慶野　光男	R6.2.1	329-0415	行政書士慶野光雄事務所 下野市川中子 3328-56	090-5764-4454	
	鹿　沼 宇賀神　啓	R6.2.15	322-0002	宇賀神行政書士事務所 鹿沼市千渡 1194-5	090-2478-9985	
	小　山 椎名　辰匡	R6.2.15	323-0819	フリープラス行政書士事務所 小山市横倉新田 308-1	0285-27-3972	
	塩　那 佐藤　　毅	R6.2.15	321-0621	佐藤毅行政書士事務所 那須烏山市中央 1-19-22	0287-82-2632	

【退　会】清水直人会員のご冥福をお祈りいたします。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
小　山	清水　直人	R6.1.3	死　亡	宇都宮	髙村　典宏	R6.2.27	廃　業
小　山	江連　大輔	R6.2.20	廃　業	宇都宮	森田　浩敏	R6.2.29	廃　業
宇都宮	糀谷　嘉子	R6.2.22	廃　業	那　須	大島　貞市	R6.2.29	廃　業

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
栃　木	大越　善央	電話番号	0282-21-7446
宇都宮	村松　　剛	所在地	宇都宮市岩曽町 1355-117

領収証綴りが新しくなります

本会で頒布している領収証綴りが４月１日から新しくなります。頒布価格は１冊５００円です。
これまでより手書きしやすいように行間を広げました。また、適格請求書発行事業者登録している会員のためにインボイス番号を記入する余白を設けました。
※今までの領収証も使えますので、ご希望の方には頒布します（在庫無くなり次第終了）。

編集後記

弥生３月は生命の力強さを感じるときだ。我が家の菜園の野菜たちは、冬を越して元気よく背伸びしている。散歩道の羽黒下には、オドリコソウにホトケノザ、ウマゴヤシにカキドオシと野の花がお出迎えだ。花粉症でこもっている人、お気の毒です。

（広報部　田村尚枝）

行政書士とちぎ　３月号　No.567

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2024.3　令和6年3月15日発行　第567号
栃木県行政書士会　〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

特技　お手、お座り、おやつのおねだり
好きな物　ふかふかのベッド 好きなこと　寝ること、散歩

名前　ぷりん、ころん（トイプードル　11歳）
特徴　兄弟犬なので顔がそっくり！

いつもくっついているぷーころちゃん。
これからも2匹仲良くしてね(*^^)v

うちの子

宇都宮支部
O・M会員